

○川崎市小児医療費助成条例施行規則		平成7年9月27日規則第69号
改正	平成9年3月31日規則第46号 平成9年6月30日規則第69号 平成10年3月24日規則第16号 平成10年6月16日規則第46号 平成10年11月6日規則第63号 平成11年3月31日規則第37号 平成11年6月30日規則第66号 平成12年3月31日規則第17号 平成12年9月29日規則第108号 平成12年12月28日規則第138号 平成13年8月30日規則第75号 平成13年10月16日規則第86号 平成14年3月29日規則第41号 平成16年1月23日規則第1号 平成16年12月22日規則第107号 平成17年3月31日規則第28号 平成18年4月14日規則第65号 平成18年9月21日規則第100号 平成19年3月30日規則第39号 平成19年9月28日規則第82号 平成20年3月31日規則第16号 平成20年9月30日規則第105号 平成21年12月28日規則第96号 平成24年3月30日規則第21号 平成24年5月24日規則第61号 平成24年8月8日規則第71号 平成26年7月31日規則第66号 平成27年3月31日規則第24号 平成28年2月29日規則第4号 平成28年3月31日規則第30号 平成29年3月31日規則第29号 平成29年7月14日規則第53号 平成29年12月28日規則第85号 平成30年8月31日規則第64号 平成30年12月28日規則第90号 令和3年8月31日規則第70号 令和5年3月31日規則第32号	
川崎市小児医療費助成条例施行規則		
(趣旨)		
第1条 この規則は、川崎市小児医療費助成条例(平成7年川崎市条例第24号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。		
(市長が特別の理由があると認める者)		
第2条 条例第2条第1項に規定する「市長が特別の理由があると認める者」とは、次に掲げる者をいう。		
(1) 満15歳に達する日以後の最初の4月1日において、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)に在学している者で、中学校等を卒業した日(中等教育学校前期課程に在学している者にあつては、当該課程を修了した日をいう。以下同じ。)の属する月の末日(当該中学校等を卒業した日の属する月の末日が満18歳に達した日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達した日の属する月の末日)までにあるものをいう。		
(2) 中学校等を卒業した日後継続して入院している者で、その退院の日(当該退院の日が満18歳に達した日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達した日の属する月の末日)までにあるものをいう。		
(保険各法)		
第3条 条例第3条第1項に規定する「保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。		
(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)		
(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)		
(3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)		
(4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)		
(5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)		
(条例第3条第2項第2号の規則で定める施設)		
第4条 条例第3条第2項第2号に規定する「施設」とは、次に掲げる施設(通所により利用する施設を除く。)をいう。		
(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)(障害児入所施設にあつては、同法に基づく措置により入所している場合に限る。)		
(2) 前号に掲げる施設のほか、条例第3条に規定する対象者、対象者に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による世帯主若しくは組合員又は対象者に係る保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者が負担すべき額を国又は地方公共団体において負担している施設		
(医療証の交付申請)		
第5条 条例第4条の規定による申請は、小児医療証交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。		
(1) 国民健康保険法による被保険者又は保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者及びその被扶養者であることを証する書類		
(2) 小児を監護していることを証する書類		
(3) 対象者の所得を証する書類		
(4) その他市長が必要と認める書類		
2 市長は、条例第4条の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは医療証(第2号様式)を交付し、同条に規定する対象者でないと決定したときは小児医療証不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。		
(医療証の有効期限)		

第6条 医療証の有効期限は、次の各号に掲げる小児の区分に応じ、当該各号に定める日までの範囲内とする。ただし、満15歳に達する日以後の最初の3月31日（条例第5条第2項に規定する市長が特別の理由があると認める者にあつては、満18歳に達する日の属する月の末日）を限度とする。

- （1）満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの小児 満9歳に達する日の属する年度の末日
- （2）満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの小児（前号に掲げる者を除く。）及び条例第5条第2項に規定する市長が特別の理由があると認める者 毎年8月31日（医療証の再交付等）

第7条 医療証の交付を受けた者は、医療証を亡失し、又は著しく損傷したときは、小児医療証再交付申請書（第4号様式）により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を著しく損傷したときの前項の申請には、同項の申請書にその医療証を添えなければならない。

3 医療証の交付を受けた者は、医療証の再交付を受けた後において亡失した医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。（条例第5条第1項の規則で定める額）

第8条 条例第5条第1項に規定する「規則で定める額」は、次に掲げる額とする。

- （1）保険各法の規定により定められた規約、定款、運営規則等で、当該法令に規定する保険給付に併せて、これに準ずる給付を行う旨を定めている場合には、その規定により医療に関する給付を受けることができる額
- （2）他の法令等の規定により医療に関する給付を受けることができる場合の当該給付の限度額
- （3）国民健康保険法又は保険各法に規定する食事療養標準負担額（条例第5条第2項の市長が特別の理由があると認める者）

第9条 条例第5条第2項に規定する「市長が特別の理由があると認める者」は、第2条各号に掲げるものをいう。

（助成の方法の特例等）

第10条 条例第6条第2項に規定する「特別の理由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- （1）国民健康保険法により小児に係る保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費が支給されたとき。
- （2）保険各法により小児に係る保険外併用療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費が支給されたとき。
- （3）前2号に規定する場合のほか、市長が特に必要があると認めたとき。

2 条例第6条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、小児医療費助成申請書（第5号様式）により市長に申請しなければならない。

3 前項の規定による申請は、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （1）第1項に規定する保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給を証する書類又は支払った費用に係る領収書
- （2）第5条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる書類（医療費の助成決定等）

第11条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、条例第6条第2項に規定する医療費の助成を行うことを決定したときは小児医療費助成決定通知書（第6号様式）により、医療費の助成を行わないことを決定したときは小児医療費不支給決定通知書（第7号様式）により申請者に通知する。

（届出）

第12条 条例第8条第1項に規定する届出は、小児医療費助成変更（消滅）届（第8号様式）に医療証を添えて行わなければならない。

（受給資格消滅の通知）

第13条 市長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めたときは、小児医療費助成資格消滅通知書（第9号様式）により、当該対象者に通知する。

（添付書類の省略）

第14条 市長は、この規則に規定する申請書の添付書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができる場合には、当該書類の添付の省略を認めることができる。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。

（所得の額の特例）

2 第5条の規定にかかわらず、条例第4条第1項に規定する額については、同項各号に規定する所得の基準となる日が、平成6年10月2日から平成7年6月30日までの間にある場合は、同年7月1日における政令第11条の規定による額とする。

（川崎市乳児医療費助成条例施行規則の廃止）

3 川崎市乳児医療費助成条例施行規則（昭和48年川崎市規則第28号）は、廃止する。

附 則（平成9年3月31日規則第46号）

（施行期日）

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成9年6月30日規則第69号）

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成10年3月24日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1号の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成10年6月16日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年11月6日規則第63号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成11年3月31日規則第37号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成11年6月30日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成12年9月29日規則第108号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成12年12月28日規則第138号）

- (施行期日)
- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する医療証について適用し、この規則の施行の際現に交付している医療証の有効期限については、なお従前の例による。
- 附 則(平成13年8月30日規則第75号)
- この規則は、平成13年9月1日から施行する。
- 附 則(平成13年10月16日規則第86号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
- 附 則(平成14年3月29日規則第41号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
- 附 則(平成16年1月23日規則第1号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
- 3 第4条の規定による改正後の川崎市小児医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 附 則(平成16年12月22日規則第107号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に交付された改正前の規則第2号様式の規定による医療証は、その医療証に記載された有効期間が満了する日までの間は、改正後の規則第2号様式の規定による医療証とみなす。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
- 附 則(平成17年3月31日規則第28号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
- 附 則(平成18年4月14日規則第65号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の規則の規定は、平成18年4月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 附 則(平成18年9月21日規則第100号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第8条第2項ただし書の改正規定は、平成19年1月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の規則(以下「新規則」という。)の規定(第8条第2項ただし書の規定を除く。)は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に交付された改正前の規則(以下「旧規則」という。)第2号様式の規定による医療証は、その医療証に記載された有効期間が満了するまでの間、新規則第2号様式の規定による医療証とみなす。
- 4 旧規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
- 附 則(平成19年3月30日規則第39号抄)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 3 施行日前に交付された第2条の規定による改正前の川崎市小児医療費助成条例施行規則第2号様式の規定による医療証は、その医療証に記載された有効期間が満了するまでの間、同条の規定による改正後の川崎市小児医療費助成条例施行規則第2号様式の規定による医療証とみなす。
- 4 第1条の規定による改正前の川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則及び第2条の規定による改正前の川崎市小児医療費助成条例施行規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
- 附 則(平成19年9月28日規則第82号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
- 附 則(平成20年3月31日規則第16号抄)
- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則(平成20年9月30日規則第105号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
- 附 則(平成21年12月28日規則第96号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成22年1月4日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
- 附 則(平成24年3月30日規則第21号)
- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則(平成24年5月24日規則第61号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年8月8日規則第71号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年9月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正前の規則（以下「旧規則」という。）の規定により交付した医療証は、その医療証に記載された有効期間が満了するまでの間、改正後の規則の規定により交付した医療証とみなす。
- 3 旧規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成26年7月31日規則第66号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成26年4月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正後の規則第6条第2項に規定する保護者に該当していたことがある者が、施行日から同年10月31日までの間に市長が別に定めるところにより市長に申請した場合には、改正後の規則の規定は、その該当していた期間に受けた医療に係る医療費について適用する。

附 則（平成27年3月31日規則第24号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月29日規則第4号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年3月1日から施行する。
（経過措置）
- 4 施行日前に交付された第3条の規定による改正前の川崎市小児医療費助成条例施行規則第2号様式の規定による医療証は、その医療証に記載された有効期間が満了するまでの間、同条の規定による改正後の川崎市小児医療費助成条例施行規則第2号様式の規定による医療証とみなす。
- 6 第1条の規定による改正前の川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例施行規則、第2条の規定による改正前の川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第3条の規定による改正前の川崎市小児医療費助成条例施行規則及び第4条の規定による改正前の川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第30号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成29年3月31日規則第29号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の前日に交付された改正前の規則（以下「旧規則」という。）第2号様式の規定による医療証は、その医療証に記載された有効期間が満了するまでの間、改正後の規則第2号様式の規定による医療証とみなす。
- 3 旧規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成29年7月14日規則第53号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年7月18日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成29年12月28日規則第85号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 4 第3条の規定による改正後の川崎市小児医療費助成条例施行規則の規定は、平成31年9月1日以後に受けた幼児及び児童の医療並びに同年7月1日以後に受けた小児（乳幼児等を除く。以下同じ。）の医療（入院に係るものに限る。）に係る医療費の助成について適用し、同年9月1日前に受けた幼児及び児童の医療並びに同年7月1日前に受けた小児の医療（入院に係るものに限る。）に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成30年8月31日規則第64号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月28日規則第90号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（令和3年8月31日規則第70号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（令和5年3月31日規則第32号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

乳 小児医療証交付申請書

(宛先) 川崎市長

次のとおり、小児の医療費助成に係る医療証の交付を申請します。

なお、医療費助成を受けるに当たり必要な限度で、所得状況その他助成に関する事項の調査について市長に委任します。

				申請年月日		年		月		日			
1 申請者	フリガナ				住所	(〒)							
	氏名					電話番号		-		-			
	生年月日		年 月 日生			今年の1月1日現在の住所							
	個人番号					前年の1月1日現在の住所							
	配偶者の有無		1 有 2 無										
	小児との続柄		1 父 2 母 3 その他 ()										
2 配偶者	フリガナ				住所	申請者住所と (1 同じ 2 異なる) (〒)							
	氏名												
	生年月日		年 月 日生										
3 小児	フリガナ				住所	申請者住所と (1 同じ 2 異なる) (〒)							
	氏名												
4 小児の加入保険状況	保険の種類		1 国保 2 組合 3 協会 4 日雇 5 船員 6 共済										
	被保険者等		世帯主・組合員・被保険者の氏名		小児との続柄		1 父 2 母 3 その他 ()						
	被保険者記号及び番号		記号 番号		保険加入日		年 月 日						
	保険者番号												
	保険者名												
5 小児と申請者との関係	申請者による監護の有無		1 有 2 無		他制度適用の有無	生活保護		1 有 2 無					
	同一生計の有無 (申請者が父母の場合)		1 有 2 無			重度障害者医療		1 有 2 無					
	生計維持の有無 (申請者が父母以外の場合)		1 有 2 無			ひとり親家庭等医療		1 有 2 無					

第2号様式

乳 児 医 療 証									
負担者番号		8	1	1	4				
受給者番号									
小児	住所								
	氏名								
	生年月日			年	月	日	生		
申請者氏名									
有効期間				年	月	日	から		
				年	月	日	まで		
自己負担上限額 (一部負担金)									
上記の者は、川崎市小児医療費助成条例により医療費の一部を川崎市が助成する者であることを証明します。									
川 崎 市 長 印									
交付年月日				年	月	日			

注 意 事 項

1 この証は、保険の自己負担分（自己負担上限額の欄に金額の記載がある場合は、その金額を超える額）を支払わないで受診できる証ですから、大切にしてください。

2 この制度による助成を受けるときは、必ずこの証と健康保険証と一緒に病院等の窓口に提示してください。

3 他の公費医療の受給者証等をお持ちの場合は、その公費医療の受給者証等を必ずこの証と一緒に病院等の窓口に提示してください。

4 この証は、次の場合には使用できません。
(1) 神奈川県外の病院等で受診したとき。
(2) この制度を取り扱わない病院等で受診したとき。

5 4の場合には、医療費の自己負担分を病院等で支払い、その後、領収書、預金通帳及びこの証を持参して、次の窓口にて医療費の助成を申請してください。

6 食事療養標準負担額は、助成の対象外です。

7 受給者の資格がなくなったとき（例 川崎市外へ転出したとき）や、有効期間を経過したときは、この証を次の窓口に戻してください。

8 氏名、住所、健康保険等に変更があったときは、次の窓口にてこの証を添えて届け出てください。

9 この証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、次の窓口にて医療証の再交付を申請してください。

10 偽りその他不正な行為により助成を受けたとき（例 川崎市外へ転出した後で、この証を返却せずに、この証を使用して助成を受けたとき）は、助成を受けた額の全額又は一部を返還しなければならないことがあります。

窓 口

問合せ先

第 号
年 月 日

様

川崎市長 印

小児医療証不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました医療証の交付について審査しましたが、
次の理由で交付の対象となりませんので通知します。

1 小児の氏名

2 理 由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

乳 小児医療証再交付申請書

年 月 日

(宛先)川崎市長

住所 _____
申 請 者 氏名 _____

氏名 _____
小 児 生年月日 ____年__月__日生

次の理由により、小児医療費助成事業に係る医療証の再交付を申請します。

申 請 理 由 (該当する番号に○をして ください。)	1 紛失 2 破損 3 汚損 4 その他(具体的に書いてください。) []
-----------------------------------	--

(宛先)川崎市長

乳

小児医療費助成申請書

住所

年 月 日

申請者

電話()

氏名

次のとおり、小児医療費助成に係る医療費の助成を申請します。

小児氏名		受給者番号	
住 所	川崎市 区		
振込先金融機関	銀行 本店 信用金庫 農 協 支 店		
口 座 番 号	普通	フリガナ	
	当座	口座名義人	

診療年月日	診療を受けた病院等の名称	区 分	医療費支給申請額
年 月 日		1 2 3 4 5 6 7 8	円
年 月 日		1 2 3 4 5 6 7 8	円
年 月 日		1 2 3 4 5 6 7 8	円
年 月 日		1 2 3 4 5 6 7 8	円
年 月 日		1 2 3 4 5 6 7 8	円
年 月 日		1 2 3 4 5 6 7 8	円
年 月 日		1 2 3 4 5 6 7 8	円
年 月 日		1 2 3 4 5 6 7 8	円
年 月 日		1 2 3 4 5 6 7 8	円

区分 1：医科外来 2：医科入院 3：歯科 4：調剤 5：柔道整復
6：はり・きゅう・マッサージ 7：訪問看護 8：その他

第 号
年 月 日

様

川崎市長 印

小児医療費助成決定通知書

年 月 日付けで申請のありました川崎市小児医療費助成については、次の
とおり決定しましたので通知します。

助 成 決 定 額 円

御指定の口座に振り込む手続を取りましたが、口座に入金されるまで数日かかりますので、御承知ください。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 号
年 月 日

様

川崎市長 印

小児医療費不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました川崎市小児医療費の助成については、次の理由により支給できませんので通知します。

1 小児の氏名

2 理 由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 号
年 月 日

様

川崎市長

印

小児医療費助成資格消滅通知書

次のとおり、小児医療費助成事業に係る受給資格が消滅しましたので通知します。

- 1 受給資格が消滅した者の氏名
- 2 受給資格が消滅した年月日

年 月 日

- 3 受給資格が消滅した理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。